

## 消防設備保守点検委託 基本仕様書

本仕様書は、大阪市立水都国際中学校・高等学校（以下「法人」という。）が委託する消防用設備等保守点検業務の基本仕様を定めるものであり、受託者は、本仕様書に基づき、誠実かつ適正に業務を遂行するものとする。

### 1. 目的

消防法第 17 条 3 項及び建築基準法第 12 条に基づく消防用設備等の機器及び総合点検を実施すること。

### 2. 委託業務名称

消防用設備等保守点検委託

### 3. 履行場所

大阪市立水都国際中学校・高等学校 東学舎及び西学舎

### 4. 委託業務の内容

消防用設備等の点検は、消防設備士又は消防設備点検資格者免許を保有する技術者を派遣し、それぞれ免許に記入されている種類の点検を行なうものとする。

#### 4-1 点検対象機器

- ①消火器
- ②屋内消火栓設備
- ③自動火災報知設備
- ④ガス漏れ警報設備
- ⑤非常用放送設備
- ⑥誘導灯設備
- ⑦防火排煙設備
- ⑧非常通報設備

\*業務対象設備は「機器数表」参照

#### 4-2 修理及び取替

- ① 本業務の履行に係わる一切の費用は、基本的に受注者の負担とするが、故障・破損の修理費用は含まない。
- ② 点検等業務は、本仕様書に基づき法人担当者の指示に従って実施するほか、

本仕様書に定めない事項であっても、保守業務上必要と認める事項は実施する。

#### 4-3 業務報告書

業務完了後に次の書類等を提出する。（書式は受注者の業務報告書による）

①故障・不具合報告書（2部）

故障・不具合発生時の修理は、その都度、報告書を2部速やかに提出し、認印を受ける。

③点検及び保守結果報告書（2部）

消防法で定める点検結果報告書の書式は、定期報告制度に基づくものとする。

#### 4-4 その他

①仕様書、実施方法、数量および単位、故障などについて疑いを生じた時は、法人担当者と協議のうえ処置をする。軽微なものは本業務に含むものとする。

②受注者は、下記事項に該当する文書等を提出する。また提出内容に変更があった場合、変更内容をその都度提出するものとする。

i) 点検等を行う技術員の経験年数、消防設備士又は消防設備点検資格免許番号

ii) 故障・不具合発生時、災害発生時等の緊急時対応を行う際の体制表

③故障不具合が発生した場合は、連絡をうけた後速やかに故障等を復旧すること。

④法人担当者が定めた消防訓練に1名以上参加させること。

#### 5. 履行期間

契約締結日 ～ 2021年3月31日

\*上記の間で法人担当者と協議し機器点検、総合点検日を決定すること。

#### 6. 提出資料

(1)業務履行に際し、予め作業工程表を提出すること。

(2)その他、法人の求める、必要資料を提出すること。

#### 7. 経費の負担 受託者は、次の経費を負担すること。

(1)業務に要する工具

(2)業務に要する機器及びその運搬

(3)業務に要する材料

(4)官庁届出申請・報告書式作成

#### 8. 作業日時

法人運営に支障のない作業日時を、法人と協議のうえ決定すること。

#### 9. 損害賠償

受託者の故意または過失により、物件、法人、第三者、工作物およびその他の備品に損害を与えた場合は、受託者の責任において損害を賠償すること。

#### 10. 業務の引継ぎ

履行期間終了後また解除による終了などに伴い次期業務受託者が決定されたときは、現行受託者の責任により、次期受託者が円滑かつ支障なく業務が遂行できるよう、良心的に受託業務の引継ぎを遅滞なく行うこと。

#### 11. 再委託の禁止

本契約に基づく業務を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

#### 12. 個人情報の保護

(1) 業務履行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

(2) 業務の履行による個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利侵害を侵害することのないよう努めなければならない。

#### 13. その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、双方都度協議の上、決定するものとする。